

令和6年6月21日	資料 2
第4回 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会	

女性の健康に関する事項について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

これまでの議論の整理①

月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する問診について

<研究班からの報告>

- 論文検討では作業関連疾患として、夜勤やセデンタリーワークは可能性があると考えられたが、過度に就業制限をかけることの不利益可能性について十分な検討が必要。
- 事後の措置としては、適切な配慮が得られる仕組みが必要であることから、両立支援に類する内容である可能性。
- 労働安全衛生法による一般定期健康診断で実施する場合の労働者の権利（受検しない権利も含む）の保障や事業者による不利益取り扱いに注意する。
- 女性の健康管理を促進するために、啓発や管理職教育などの周辺整備も必要。また、保健指導担当者となる産業保健職の教育も必要である。

<構成員からの主なご意見>

(月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する健診について)

- 「女性の健康関連項目の問診追加」について、医学的なエビデンスの有無、最低基準として受診義務を課すことで、事業者健康情報を把握されることに対する女性労働者の心情、問診の結果に対する事後措置という概念がほぼ存在しない中で、問診を通じて症状を把握した後の措置のあり方、これらを含めた議論が重要。
- 女性の活躍促進という目的を達成するための手段として、女性の健康関連項目を一般健康診断の問診に追加することが果たして最適な対応といえるのか。
- 女性の問診項目について、スクリーニングの有効性・妥当性という観点からは、自覚症状が先行する疾病や症状の検査をわざわざ導入するのは、意義が乏しいと思われる。
- 健康増進の取組を進めていく上で、一般健診に関しては、制度の本来の主旨にのっとり、業務起因性を前提として、必要最低限の項目にとどめ、一般健診とそれ以外の健康経営に関する取組が相まって、従業員の健康維持・管理ができていく仕組みをしっかりとくみ上げていくことが、現実であり重要ではないか。
- 例えば月経困難症などは、子宮筋腫などのほかの病気につながるものもあるので、疾患の早期発見をすることで重症化の防止などにもつながり、労働者の健康の保持・増進という点からも健康診断は重要な役割を果たしていると思うので、問診等も含めてしっかり検討もしていくべき。
- 更年期障害や月経障害は、労働者個人だけでなく、離職による社会全体の経済損失なども認知されつつある。更年期は女性に限らず、男性でも発症することに留意が必要。検討の方向性としては、プライバシーへの配慮や、不利益な取扱いが起らないようにすることを大前提に、男女の更年期障害や月経障害の検査項目の追加を検討することが重要。自身の症状を言い出しやすい職場環境整備を進めて行く必要がある。
- 女性にとっては、これまで就労の現場で女性の健康について余り取り組んでいなかったところに、積極的に関心を持っていくという基盤を世の中に知っていただくことが大変重要。

これまでの議論の整理②

月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する問診について

<構成員からの主なご意見>

(健診項目の考え方について)

- 月経困難症の診断としては、手術が必要な病気がないかどうかの確認をする。月経前症候群の診断としては、過去3回以上、連続した月経周期で症状が現れるということで判断してる。
- 更年期障害の診断としては、月経状態の確認をして、月経周期はどうなのか、月経量は減っているか確認する、検査項目については、この更年期に関しては変動が激しくて判断が難しい。更年期障害の診断として、ほかの病気がないことを確認するということがあり、貧血や甲状腺の病気、膠原病、うつ病といったものがないかどうか確認し、それらがなければ、月経の状態からすると更年期障害ですというような判断をしている。
- 問診のところに少し踏み込んで個人ごとに判定コメントを返すよう設定していくことを勧奨するかどうか。問診でかなり分かるところがあるので、問診をうまくすれば受診者に対して何らかの判断を返すことはできそう。
- 様々な自覚症状が女性特有ということに限らず、健診の問診の段階で、いろいろな体調不良についてよく語られて、そのプライバシーもある程度保護されることが担保された上で聞き取る必要があり、問診に当たる方の資質が大変重要。まずは、問診と問診に当たる方の資質向上で対応するのが本筋ではないのか。
- 昭和47年9月18日基発601号の1に示されている内容はかなり網羅的で、医師の判断で必要と思える項目を加えることができる。個別列挙型にすることによって、問診票を配って、ただ単に書かれた項目だけチェックして終わりではなくて、せっかく医師が労働者一人一人を確認するので、そこの趣旨は崩さないようにしていくべきではないか。
- (ストレスチェックと同様の扱いで、) 問診項目を少ない項目でというのが妥当ではないか。

これまでの議論の整理③

月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する問診について

<構成員からの主なご意見>

(健診後の事後措置について)

- 問診等を加えるとして、その後の事後措置をどうするかということが問題になる。
- 事後措置についてどうするかという点が出てくる。健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針では、「通常勤務」と「就業制限」と「要休業」の3つしかない。治療していれば通常勤務可というのをに入れていただければ随分と話が変わってくると思う。
- 「女性版骨太の方針」等で示されたように、社会的な要請で健診項目を追加するというのが出てきている。その前提で議論するのであれば、追加が求められている項目は、健康増進的な位置付けのものも多いかと思うので、事業者による健診事後措置を必ずしも必須としないといった位置付けにするのも一手ではないか。
- 例えばストレスチェックのように事業者に対して実施は求めるけれども、労働者に受検義務は課さないというのを準用して、申告したくない場合は未回答でもOKとするといった具合に、会社に機微な情報を知られたくない女性労働者への配慮なども、検討しておくといよい。また、気になる回答があった女性労働者についても、必ず就業措置を講じることを求めるのではなく、両立支援に準じた枠組みでの対応を促すといった具合に、事後措置を一律に実施してしまわなくてもよいようにしておくのが、円滑な運用普及につながるのではないか。

これまでの議論の整理④

骨粗鬆症検査について

<研究班からの報告>

- 作業関連疾患として捉えるにはさらなるエビデンスの集積が必要。
- 事後措置として、骨粗鬆症は独立した転倒リスクであることをもって有所見者に対し増悪予防のための夜勤の禁止や骨折予防のため肉体労働の禁止は労働者の権利を阻害する行き過ぎた行為となる可能性。

<構成員からの主なご意見>

- 転倒災害防止という観点で重要課題になっているが、それを余りに前面に押し出し過ぎると、骨密度が低いあるいは改善が認められない労働者、特に高年齢の女性労働者の就業機会を損ねてしまうことにつながりかねないという負の側面も認識して議論すべき。
- 骨粗鬆症の検診は女性のみということに、反対するわけではないが、基本的には、男性の骨粗鬆症で骨折した人は、女性よりもずっと予後が悪いというエビデンスがあることは頭に入れておくべきではないか。
- 50歳以上の女性で低BMIについては非常に重要な項目で、大事。検査項目について「QUSまたはFRAX」と書いてあるが、QUS、超音波の簡便性は認めるところだが、QUSについては、骨粗鬆症の治療のガイドラインなどでも、QUSは診断には用いないということが書かれており、やはり精度に多少の疑念があると言われているため、そこは少し考えるべきではないか。
- 厚労省健康課が中心になり、骨粗鬆症の検診を新たに考えるということで、研究班が立ち上がっている。できればその意見がまとまったのを見て、このような健診の項目も考えたほうがいいのではないか。
- 更年期以降、骨粗しょう症の発症リスクが増加することを踏まえ、骨密度検査を要望する意見を聞いている。